## 第1章 計画策定の必要性等

## 1-1 立地適正化計画策定の必要性

本市は、同規模の人口を有する他都市と比較すると、現状では市街地全体に各種機能が立地 し生活の利便性が高いコンパクトな市街地を形成していますが、市内の各所においては、人口 や世帯数の減少などにより空家や空地が増加してきている状況にあります。

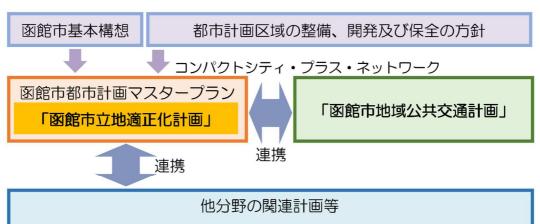
また、総人口は2020(令和2)年の国勢調査によると約25万1千人ですが、2040年には約28%減少し約18万人となり、そのうち高齢者が4割以上、15歳未満は1割未満となるなど、人口減少と少子高齢化が急速に進展するものと見込まれています。

このように、人口減少や少子高齢化が急速に進むことが予想されるなかで、現在はコンパクトな市街地を形成している本市においても、医療・福祉・商業・教育文化など市民生活を支える生活利便施設や公共交通の維持が困難となるほか、公共サービスの効率の低下も懸念されます。

こうした課題に対応するためには、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を活用し、一定のエリアへの生活利便施設や居住の誘導を図るための取組を定めることによって、民間の設備投資を誘発し、併せて公共施設の集約・再編等による、持続可能な都市経営ができるまちづくりを進めていく必要があります。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「函館市都市計画マスタープラン」の一部として、「函館市基本構想」や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のほか、公共交通や住宅、商業、福祉等のまちづくりに関する関連計画等と連携を図りながら取組を進めます。



- ◆函館市地域防災計画
- ◆函館市住宅マスタープラン
- ◆「ガーデンシティ函館」の実現 をめざして
- ◆函館市公共施設等総合管理計画
- ◆函館市中心市街地活性化基本計画

(~H29年度末)

- ◆函館市子ども・子育て支援事業計画
- ◆その他関連計画等

都市再生特別措置法において、計画の対象区域は都市計画区域内としていることから、本計画の対象区域は、函館市、北斗市および七飯町の行政区域の一部に定められている函館圏 都市計画区域のうち、函館市の都市計画区域内とします。 序

章

2 章

4章

5章

6章

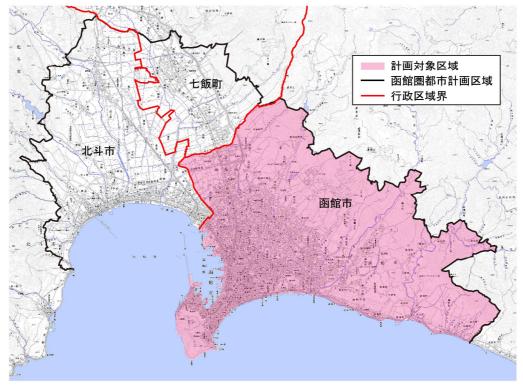


図 1-1 計画対象区域

## 1-4 計画の期間

本計画の期間は、2018 (平成30) 年から、本市のまちづくりの基本方針を示した「函館市都市計画マスタープラン」の目標年次である2030年までの13年間とし、概ね5年毎に本計画で定める目標値の達成状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。